

知っていますか？ 化学物質過敏症

化学物質過敏症とは・・・？ 【文部科学省 学校環境衛生管理マニュアル(平成16年3月)から引用】

「未解明な部分が多い疾患だが」と断りながら、「化学物質過敏症は今までの中毒の概念では考えられない極めて微量の化学物質により不定愁訴様の症状をきたし、アレルギー疾患的な特徴と中毒的な要素を兼ね備えた後天的な疾患群である。一般的に症状そのものには特徴がなく、身体のおちらこちらの臓器で、多発的にいろいろな形で現れ、アレルギー様症状と自律神経系の症状を主体としている」（北里大学の石川哲教授らのグループ）

※化学物質に起因する健康問題が疑われる場合は・・・？

医療機関への受診を勧めるとともに、体調不良の経過等を確認する。

1. 体調不良の内容(日時・場所、どのような症状か、同じ症状の児童生徒はいないか等)
2. 校内での工事等の有無(備品の購入、薬剤散布、ワックス使用等)
3. 学校の周辺環境
4. 日常点検、環境検査結果の再確認
5. その他(住居環境等の確認)



※化学物質に過敏に反応する児童生徒への対応は・・・？

1. 症状等は個人差が大きく、多種多様(頭痛、疲労感、関節痛等)であることから、専門医の診断等をもとに、学校医等とも連携して、具体的で実行可能な対応を保護者と協議することが必要です。
2. 教育委員会と連携をとりつつ、対応が可能な最大限の配慮に努めてください。

※化学物質過敏症に関する千葉県の対応は・・・？

- ・県庁内に「千葉県化学物質過敏症連絡会議」を設置しました。
最新の情報を収集し、施策上の課題を検討していきます。

「いきいきちばっ子健康・体力づくり モデルプラン」の活用を！

生活習慣チェック表やいきいきちばっ子カレンダーは
千葉県教育委員会ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/kenkou/kenkotop.htm>

に掲載されています。

※各学校の実態に応じて、モデルプランをぜひ活用してみてください。

地域や家庭にも生活習慣の見直しが発信できるといいですね！